

## **[事案 2020-135] 新契約無効請求**

・令和3年5月4日 和解成立

※本事案の申立人は、[事案 2020-134] の申立人と同一であり、[事案 2020-132] [事案 2020-133] の申立人の配偶者である。

### **<事案の概要>**

契約時に家族を同席させなかったことを不服として、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成30年10月に契約した一時払外貨建生存給付金付養老保険について、以下の理由により、契約を無効として既払込保険料を返還してほしい。

(1) 保険料の負担を軽減するため、平成28年11月から12月にかけて保険契約の見直しを行い、その際、自分の三女が募集人に対して、これ以上保険契約の勧誘をしないこと、必要がある時は家族を立ち会わせることを申し入れたが、募集人は、家族の同席なく保険契約を勧誘し、その勧誘は、保険会社の高齢者募集ルールにも違反していた。

(2) 加入時の募集人の説明が不十分であった。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1) 申立人の三女からの申し入れは受けておらず、高齢者募集ルールにも違反していない。

(2) 募集人は、申立人に対し、保険加入のメリット・デメリットについて、提案書等を用いて詳細に説明している。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張する事実等の有無を確認するため、申立人、申立人配偶者、長女、次女および三女ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人の請求は認められないものの、以下の理由により、和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

(1) 募集人は、申立人三女からの申し入れを無視した勧誘をしており、また、高齢者募集ルールも遵守していたとは認められず、不適切な募集行為であった。